

技能労務職員の給与及び費用弁償に関する訓令

昭和32年12月21日  
本部訓令第36号

〔沿革〕 昭和37年4月本部訓令第7号、平成18年10月第32号改正、令和3年6月第18号改正、令和5年3月第14号改正

単純な労務に雇用される職員の給与及び費用弁償に関する訓令を次のように定める。

技能労務職員の給与及び費用弁償に関する訓令

技能労務職員の給与及び費用弁償に関しては、技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）を準用する。

附 則

この訓令は、昭和32年12月21日から実施する。

附 則（昭和37年4月24日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（平成18年10月5日本部訓令第32号）

この訓令は、平成18年10月5日から施行する。

附 則（令和3年6月2日本部訓令第18号）

この訓令は、令和3年6月2日から施行する。

附 則（令和5年3月17日本部訓令第14号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。